

## 教育委員会定例会（平成25年3月）会議録

1 日 時	平成25年3月22日（金）16:00～16:25
2 場 所	新居浜市庁舎5階 教育長室
3 出 席 者	委員長 伊藤 嘉秀 委員 長野 美和子 三木 由紀子 教育長 阿部 義澄 事務局長 寺田 政則 総括次長 藤田 秀喜 副課長 竹林 栄一
4 記録者氏名	社会教育課 竹林 栄一
	<p>&lt;報 告&gt;</p> <p>報告第3号 専決処分の報告について            （平成25年度補正予算〔第1号〕の議案送付について）</p> <p>報告第4号 専決処分の報告について            （平成24年度補正予算〔第8号〕の議案送付について）</p> <p>&lt;議 案&gt;</p> <p>議案第9号 新居浜市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>議案第10号 新居浜市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>議案第11号 新居浜市教育委員会事務局等事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について</p> <p>議案第12号 新居浜市生涯学習センター処務規程の一部を改正する規程の制定について</p> <p>議案第13号 新居浜市高齢者生きがい創造学園処務規程の一部を改正する規程の制定について</p> <p>議案第14号 新居浜市立公民館長の任命について</p> <p>議案第15号 教育委員会事務局職員の人事異動について</p> <p>議案第16号 新居浜市青少年センター運営協議会規則の一部を改正する規則の送付について</p>

伊藤委員長	<p>それでは定刻がまいりましたので、ただ今から平成25年第3回新居浜市教育委員会定例会を開催いたします。</p> <p>報告第3号「平成25年度補正予算（第1号）の議案送付について」事務局から説明をお願いいたします。</p>
藤田総括次長	<p>報告第3号と第4号は非常に関連のある内容ですので、合わせてご説明させていただいてよろしいでしょうか。</p>
伊藤委員長	<p>お願いします。</p>
藤田総括次長	<p>それでは、報告第3号及び報告第4号専決処分いたしました平成25年度新居浜市一般会計補正予算（第1号）及び平成24年度補正予算（第8号）のうち教育委員会関係予算についてご説明をいたします。今回の補正予算ですが、国の緊急経済対策により補助事業の追加内示がなされ、また補正予算債も100%充当できるため、計上するものでございます。</p> <p>&lt;資料に基づき説明&gt;</p>
伊藤委員長	<p>ありがとうございました。ただ今のご説明で、何かご質問やご意見等はございませんか。</p> <p>要するに、平成25年度予算で組んでいたものを、国の補正が早く付いたので平成24年度に前倒しするということですか。</p>
藤田総括次長	<p>そうです。それに1億4000万円程度は追加して工事を行います。</p>
伊藤委員長	<p>1点質問ですが、今国の交付金など現金は遅れて入っていると思いますが、今回の補正の分は早く入るということはあるのですか。</p>
藤田総括次長	<p>今回の補助事業に対する補助金については、事業が完成して、実績報告をして、補助金請求をしてから入ってくるようになります。もう少し説明しますと、補助事業があり、補助金が1/3とします。そして起債を借りられるパーセントがあるのですが、通常75%ですが今回100%まで借りられます。ですので、一般財源を用意しなくても事業ができるというメリットがあります。</p>

伊藤委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議案審議に入ります。本日の議案は、第9号から第16号までの8議案ですが、第14号及び第15号は人事案件でございますので、新居浜市教育委員会会議規則第37条の規定により、この会の最後に非公開で審議させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。</p>
委員一同	はい。
伊藤委員長	<p>ご異議がないようですので、会の最後に非公開で審議させていただきます。それでは、議案第9号について事務局から説明をお願いいたします。</p>
竹林社会教育課副課長	<p>よろしければ、議案第9号から議案第13号及び議案第16号について合わせてご説明させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>まず、議案書の29ページ及び参考資料の1ページをお開きください。議案第9号「新居浜市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則」の制定につきましては、2月の定例教育委員会でご説明させていただきました新居浜市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例が本日可決され大島小学校が平成25年3月31日で廃校になることが決定したことに伴い、通学区域に係る規定及び小規模特認校制度に係る規定を見直ししようとするものでございます。改正の内容といたしましては、児童生徒の心身の増進を図り、豊かな人間性を培うために自然環境に恵まれた小規模な学校に入学を認める制度、いわゆる小規模特認校制度で小規模特認校に指定されている大島小学校、別子小学校及び別子中学校から廃校となる大島小学校を除くため、同規則第10条第2項の改正をしようとするものでございます。また、小学校の通学区域を定めた別表第1から大島を多喜浜小学校の通学区域に加え、大島小学校の項を削るとともに、中学校の通学区域を定めた別表第2の川東中学校の通学区域から大島小学校区を削ろうとするものです。</p> <p>次に、議案書の30ページ及び参考資料の5ページをお開きください。議案第10号「新居浜市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」の制定につきましては、組織機構の改編により平成25年4月1日からスポーツ文化課に新たに国体準備係を置いた</p>

め規則の一部を改正しようとするものでございます。これで、教育委員会事務局は5課11係となります。

続きまして、議案書の31ページから33ページをご覧ください。社会教育課の教育機関として、青少年センター、生涯学習センター、高齢者生きがい創造学園が設置されておりますが、それぞれの教育施設の長の専決できる事項が異なっておりました。今回、事業・事務を精査し、専決区分を見直した結果、決裁権者の職責による均衡、事務の効率化等を図るため、規程の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容といたしましたは、議案第11号「新居浜市教育委員会事務局等事務決裁規程の一部を改正する規程」につきましては、同規定第6条第1項に、生涯学習センター及び高齢者生きがい創造学園の長の専決事項が課長専決事項と定められておりましたが、この規定を削り、議案第12号「新居浜市生涯学習センター処務規程の一部を改正する規程」議案第13号「新居浜市高齢者生きがい創造学園処務規程の一部を改正する規程」によりそれぞれ同規程第5条に、第1号所属職員の休暇、欠勤等の承認に関する事、第2号所属職員の時間外勤務等の命令に関する事、第3号所属職員の出張に関する事、第4号軽易な通知、照会及び報告に関する事、第5号30万円以下の物品の契約及び支出に関する事、第6号その他上司の指示する事項を加えることで、生涯学習センター所長及び高齢者生きがい創造学園長の専決事項を定めるものでございます。これにより、青少年センター所長、生涯学習センター所長、高齢者生きがい創造学園長の専決事項が同等になり、均衡が図れることとなります。

続きまして、議案第16号「新居浜市青少年センター運営協議会規則の一部を改正する規則」の送付につきましては、同協議会には任期が規定されていない委員がおります。また、会長の任期も定められていなかったため、今回規定しようとするものでございます。改正の内容としましては、協議会を組織する委員の要件を整備するとともに、第3条で委員の任期を整備いたしております。また、第4条で会長の選任方法、職務、任期を定め、第5条で職務代理者の職務、選任方法を明記しております。

なお、新居浜市青少年センター運営協議会規則は、新居浜市規則となっておりますので、制定・改廃は市長の専決事項でございます。つきましては、ご承認いただければ、改正案として市長事務局へ

	<p>送付したいと考えております。</p> <p>最後となりましたが、いずれの規則・規程の改正につきましても平成25年4月1日から施行したいと考えております。ご審議よろしく申し上げます。</p> <p>伊藤委員長        ありがとうございます。ただ今のご説明で、何かご質問やご意見等はございませんか。</p> <p>1点ご質問ですが、現在の生涯学習センター所長と高齢者生きがい創造学園園長はどなたですか。</p> <p>藤田総括次長        生涯学習センターは藤田恭一、高齢者生きがい創造学園は新居健二です。</p> <p>伊藤委員長        ありがとうございます。</p> <p>それでは、議案第9号から第13号及び第16号の6議案について、ご承認いただけます方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。それでは、全て承認とさせていただきます。よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、平成25年第3回新居浜市教育委員会定例会を一度閉会いたします。ありがとうございました。</p> <p>&lt;以下、議案第14号、15号について、非公開にて審議&gt;</p> <p>新居浜市教育委員会会議規則第54条の規定により署名する。</p> <p>委員名</p> <p>委員名</p>
--	---